

新郷村障害者活躍推進計画

機関名	新郷村役場
任命権者	新郷村長
計画期間	令和 7 年 4 月 1 日～令和 12 年 3 月 31 日（5 年間）
新郷村における障害者雇用に関する課題	新郷村役場においては、職員総数 65 名程度であり、平成 30 年度においては法定雇用率を達成していたが、障害者職員の退職により平成 31 年 4 月より法定雇用率の未達成状況となっている。令和 6 年度から障害者に限定した募集をおこなっているが、未だ法定雇用率を満たすことができていない。
目標	
1. 採用に関する目標	計画期間内に法定雇用率の達成を目指す 〔評価方法〕 任免状況通報により確認
2. 定着に関する目標	障害特性に応じた職務分担と合理的配慮の徹底。 定期的な面談や職務適正の再評価による配置転換。
取組内容	
1. 障害者の活躍を推進する体制整備	○障害者雇用推進者として総務課長を選任する。 ○組織内の人的サポート体制（障害者雇用推進者、人事担当、職員の定数管理担当）を整備するとともに、組織外の関係機関と連携体制を構築し、役割分担及び各種相談先に係る情報を共有する。 ○役割分担及び各種相談先については、人事異動等に変更が生じるため定期的に更新を行う。
2. 障害者の活躍の基本となる職務の選出・創出	今後採用する障害者の能力や希望を踏まえ、半期ごとに実施している人事評価面談の際、障害者と業務の適切なマッチングができているのかの点検を行い、必要に応じて検討を行う。
3. 障害者の活躍を推進するための環境整・人事管理	今後採用する障害者については定期的に面談により必要な配慮等を把握し、継続的に必要な措置を講じる。なお、措置を講じるに当たっては、障害者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。
4. その他	国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。